

論点1 ハッピー橋における債務不履行

契約の内容

契約にいたった事実の確認 →当然に橋を作る請負契約=契約の全体を見ろ！

契約目的=「観光目的に十分応えるだけの橋」

Article3 Blue

3.1 契約の目的に合う橋

建築構造・すべての Work に関して Red に
かかわらずに完全な責任を負う

妥当性・安定性・安全性についての完全な責任

Red の同意にかかわらず、Work を完全に実行

→Blue との情報格差を前提としている

結果としての履行を求めている

3.8◎ 欠陥の修復についての受容 →契約締結段階で修復義務を受容

3.11 欠陥の修復の自己負担

1.1 Work=design+execute →設計と施工をまとめて“仕事”

設計と施工という段階を分けているものではない。

→3.1 の Work に対する完全な責任=設計+施工の
責任

Article4 設計 =個別に規定 →ただし、施工を個別には規定していない

→4章にも施工の要素はあるし、他の章にも設計の話はからむ。

→4章は、1~3章に総則的に規定されたものを補充するものである

→つまりは、Blue に設計はまかせるという規定でしかない

→11.2において欠陥の責任だけ強調しているのは、まかせる代わりに責任は取ってもらうという規定

→設計上の欠陥は 11.2 で処理。観光目的に応えるだけのアートな設計をするという最善努力義務

→3.1 で構造的欠陥について言及+11.2(a)で具体的に欠陥の処理を規定

4.1 設計に関する責任 →Blue が設計を行い、責任を持つ

→設計者と Blue は同一視してよい=別人格ではない

設計者を注意深く選ぶ義務 →Blue の最高技術を持って建設に当たるという義務
+Red の信頼

気を引き締めて行動する →最善努力義務ではなく、設計というアートをまかせるにあたり当然の規定。アートに結果はない！

→4.1 は設計のことしか規定していないが、この条項だけを見るな！

なんたって Blue は、世界4位の GNP を誇るアービトリア国
の最大手のゼネコン！
日本の最大手「鹿島建設」をも
しのぐ巨大企業。

→この条項以外はすべて設計・施工を含めた Work を考えている

☆ 設計債務の特定結果達成債務性 UNIDROIT5.5

当てはめ a; 経験と知識のある設計者を選ぶ義務

→ブルーの最高技術を用いる義務

b; Schedule I

c; 一般的な橋の設計の請負契約

d; 設計についてはすべてブルー社に責任がある

→レッドの検査は注意規定の確認でしかない

4.3 ネゴランド基準 →最低基準を規定=ネゴ基準以外に適当な基準を定められないし、
最低基準として当然である

→これを満たせばいいというものではない<常識>

建築の当然の事由。最近のニュース。

→検査は 3.1 の Red の any approval or consent に当たるので効果
を持たない

→3.1 で Blue はレッドに関係なく Work について責任を負う

→ネゴランド基準と Blue 社の技術の格差は甚だしい

→Blue は最善を尽くした建築をすべきである(4.1)ので、ネゴ基準を満たしても仕方ない

→地域的特性の注意規定=国際建築契約では当然

→景観条例・環境規則・建築条例など

→4.3 でも設計は独立して定められていない

Article11 欠陥責任

欠陥=契約不適合

→契約の条件を満たした Work=3.1 で Contract Period 期間中での欠陥の修復が規定

→瑕疵担保責任は 90 日間に短縮

=短縮期間での欠陥補修は Blue にとって過酷ではない →当然の規定

11.1 欠陥=契約不適合

契約が想定していた欠陥とは何か? 3.1 完全な責任からはみ出すものはなにか?

11.1(b) Contract Period 期間中に Red 社は欠陥を指摘 →Blue に欠陥修復義務

11.2(a) Blue の費用で Blue によって修復が実行される

→Blue は設計に欠陥があったことは認めている

→Blue は施工に関しては 11.2 後段の寛容な対応をされるけれども、設計に関してはまかされたからには厳しい責任を与えられている

11.2(a)によって設計が分離して規定されていることは、設計の特殊性を示す

→設計は 4.1 によって Blue にまかす代わりに、責任は取れよ

契約締結過程

29=Zone E と Zone A を結ぶ 400m の吊り橋

海の上を歩いて渡る橋として、リゾートの売り物のひとつ

Zone E への唯一の移動手段

19=Zone E の集客効果・収益効果の高さを Blue は認識 →そもそも Blue の提案

→Blue は Zone E の重要性を当然に把握

→つまりは、ハッピー橋の重要性も当然に認識

→Blue はハッピー橋の使用目的を知っていた

契約の目的

「観光目的に十分応えるだけの橋」

29=1 日 3000 人は利用する予定の橋

5000 人分は大丈夫なように設計

→1000 人が通行することは、契約の目的に入っている

Article4 は、「観光の売り物の一つ」としての橋を作る設計を求めている

→安全性はもちろん持ちつつもアートな橋を設計する

契約体系

ハッピーリゾート建設の請負契約

製造物責任として無過失瑕疵責任

→EU 指令・製造物責任法(日本・アメリカ)

UNIDROIT5.5 特定結果債務

a ;3.1 契約の目的に合った Work の設計・施工・完了

b ;14.1 Schedule I

c ;一般的な契約であり、B に高度なリスクはない

d ;検査の影響は必ずしも大きくない →情報格差=最先端技術

※ここでは、Blue が予見できなかつた現象である、という話はしたくない。

→結局、「論文を知っていなければならなかつた」ということを証明するのは困難

そこで・・・

→まず、契約不適合=債務不履行を徹底的に突く

→設計段階での瑕疵であることは Blue は認めているので、設計の瑕疵も債務不履行となることを徹底的に主張

→その後、不可抗力として話すこととする

論点2 不可抗力

不可抗力

物の欠陥は、事後の障害でないため、不可抗力ではない

→参考；UNIDROIT7.1.7 不可抗力の規定中の障害 *impediment* とは、事後の障害
<語彙からして当然> =文言の変化の経緯からも言える

→不可抗力と呼ばれるものに入らない性質のもの

仮にでも、20.1act of god に今回の現象は当てはまらない。

→例示から推測できない

→act of God を広範に拡大解釈すべきでない

→業務内容は典型的支配領域

→業務内容については、不可抗力を主張できない

=製造物責任、企業の本質

→業務を行うに当たり、当然に Blue は最高水準の技術を追求しているはず

→世界の論文とともに参考にして業務を行なわなければならない

→このような期待利益を当然に Red は持っていた

→しかも、Blue は世界屈指のゼネコン企業 =不知の範囲はせまい<判例>

→先進国の大手ゼネコンなら、建築物に重大な影響を及ぼす現象を把握しておくことは必要不可欠なことであった

→吊り橋が揺れるというのは、吊り橋の根本的現象であり、当然考慮していくなければならないなかった事由

→世界最高水準の日本の論文を見逃したのは Blue の業務責任

=世界的報告とは論文掲載で足りるし、ネゴの図書館にもあった論文

=埋没していたとは言えない →ミレニアムブリッジ

=Blue が現象を知っていることが不可能であったとは言えない

→判例のとおり、世界屈指の Blue は業務責任を負う

=知っていなければならなかつた現象であった

→予見可能であった=合理的に支配可能であった

→典型的支配領域 =20.1 合理的支配

→仮に、Blue に今回の不知の責任を負わせることが酷であったとしても、逆にその責任を Red に負わせるのはもっと酷である

→業務において不知の現象はありうるが、その危険も負担して行うのが業務というものの常識 =そうやって企業は成長する

→新しい業務に挑戦して、技術を蓄積していくのが企業の責務であり現実

=技術の蓄積の度に顧客が犠牲になるのはおかしい<信義則>

→UNIDROIT7.1.6 免責条項で、Blue の主張を出来なくする
→製造物危険保険とかに入つておけよ！

開発危険

→開発危険の要件①予見可能性がないこと②最高水準の技術であること
①そもそも予見可能性はあつたし、予見すべきであった事由
判例参考;Blue は世界 4 位の先進国でも最大手のゼネコン+年商 2 兆円という世界屈指のゼネコン→寡占状態の日本の最大手である鹿島をも軽くしのぐ
→このような世界屈指のゼネコンという立場において世界最高水準が Blue に求められていた
→世界屈指のゼネコンには相当程度普及(世界最高水準の日本では普及)
→Red の期待・信頼もあつた=隣国という条件がリゾート建設には優位 +Blue が築いてきた信頼
②10 年前に世界最高水準を誇る日本で発行された英字雑誌に発表
→未知の最先端技術とは言えない
→埋没させたのは Blue の責任

※不可抗力そのものと合わない→例示からして拡大解釈過ぎ→合理的支配の中→開発危険

論点 2-1 危険に関する規定

TOC

11.1 の規定を見れば、TOC 発行後にも、欠陥の修復を R は命じることが出来る
→TOC 発行で、移転するのは Work の管理責任のみである
→18 章で規定されていることからも、工事危険の負担の移動と考えるのが筋
→当然に欠陥の指摘は妨げられない

18.3(g)

the force of nature=自然の力

今回の共振現象は自然の力ではなく、工学的原理の問題

20.1 は契約全体にかかわるような、合理的支配を超えた Act of God

18.3 は、工事危険の問題であり、個別の Work に影響があるものの、契約全体としては考慮に値しないもの →予見が合理的に出来なかつた作用

→予見可能性あり。物の品質については 11 章でやるべき。

18.3(g)類推適用

18.3 は Red が無過失的に取らなければならない危険負担

→限定列挙であり、拡大解釈は出来ない

→工学的人為的欠陥は 18.3(g)には該当しない

※危険に関する規定は、うちの主張とは合わない←うちは欠陥であって危険ではない立場

論点 3 – 0 損害賠償の予定

損害賠償の予定

7.5 は損害賠償の予定の規定である <liquidated damages>

→ただし、ほかの救済手段は妨げられていない

→損害賠償以外のほかの手段は妨げられていない

=損害賠償は予定額以上出来ない

→5万ドルは、営業保障としてもすべてをカバーするものではない

=最小限での計算 7月ならば営業保障として意味を持たない

→最低基準の賠償しか定めておらず、瑕疵担保などではそれ以上の損害が発生するの
は容易に想像+予見されていた

→レッド社にとって酷な契約になってしまって、そういう意図があるなら明記して
おかしいといけない =本契約ではそういった排除条文はない

→損害賠償原理 7.4.2+CISG からして、損害賠償の予定を制限したことはおかしい

→契約書 18.1 にある包括的な工事の危険負担を援用する

→18.1 は包括的過ぎて Blue に過酷 =援用は出来ない

→7.4.2 全部賠償を徹底的に主張

7.5 損害賠償額の予定=5万ドル/1日

Red は他の救済手段に訴えることはさまたげられていない

Blue 契約責任を免除するものではない

5万ドル/日を大きく越える損害が出ることは、契約締結時に予見可能

→その場合に、さらなる Red の損害賠償請求を排除する意思はここではない

→5万ドル/日とは、そこらへんならこれでという基準でしかない

=「5万米ドルは、ブルーが履行期に遅れた場合に契約解除し、他業者に工事を頼む際の手間や経費を表している」

→18.1 に逃げるのは最後の手段

→最後は、UNIDROIT 原則に頼る「仮定的状況と現実を可能な限り一緒にする」
控除するのは Red の権限である

→5万ドル/日から控除するのは Red の主体的判断

期間の設定はされている

→Time for Completion から TOC までの期間とされている

→今回は Contract period の問題であり、11.1 の欠陥があっても TOC が無効にな
るという規定はない

→3.1+11.1+11.2 より Blue は Contract period 期間中の損害修補義務を負う

=これに違反した場合であるので、7.5による問題ではない
→UNIDROIT7.4.2

論点3 損害賠償の予見可能性・確実性

債務不履行と損害の予見可能性・確実性

→損害賠償は、合理的な程度の確実性を持った損害

+

債務者が契約締結時に予見可能なものに限定

→過程的状況と現実を可能な限り、同じくすると言う損害賠償の定義

→ハッピ一橋揺れる →通行不可能 →Zone E 閉鎖 →減収 →損害

→Zone E を閉鎖せずに、ハッピ一橋なしでの営業は経済的合理性がない

論点4 損害の範囲

表3or表4

表3=Blueの提案といった軽いものではない

→受注するための虚偽の計算書とは言えない →詐欺行為

状況

(a)アービトリア国のゼネコン最大手である Blue によるアービトリア国民へのアンケートという信頼性。

(b)Blue は子会社に旅行会社を持っており、旅行についてのノウハウを持っている
⑤アービトリア国民が主要な顧客という前提

→Blue の表3の確実性が高いことを言える

→この表3がなければ、Red 社は契約締結に踏み切らなかったという契約の根本としての重要性

→確かに、Red は楽観的と感じたが、それは Blue も予想以上の数字であったのだから当然

→そして、Blue はアンケート結果に基づく信頼性の高いものだと主張した

表4=赤字にならないぎりぎりのライン

→ビジネスラインとしてはもっと上に設定していたはず

もうかることは考えていない+一人でも多くのお客様に来てほしかった

→表3があつたからこそ Red は契約に踏み切れた

→Red の試算はアンケートなどの根拠がないものである = どんな計算・・・

→利益が出ない表4をビジネスラインとするのは問題

→表4のほうが当然に高い合理性を持つのは、経済的合理性に他ならない

=少ないほうが確実というのはおかしい

→ここで求められている合理性とは、「仮定的状況がどういったものであった

か？」という意味での合理的な確実性

→合理的な確実性は表 3 にあった

→表 2 を信頼・考慮して表 1 を上方修正したあとで、表 4 は作られたものである

論点 5 損害賠償額算定のための通貨

損害算定のための通貨

UNIDROIT7.4.12

→通貨の選択権は Red にある UNIDROIT7.4.12 注釈 =7.4.2 全部賠償

→ネゴドルによって利益を得るはずであった

→不条理な主張なのであんまり無理しない

論点 6 損害軽減義務

損害軽減義務

UNIDROIT7.4.8

→最善努力義務ではない

→合理的な措置を取ればよい

→レッド社の合理的判断とは、合理的にしか費用を出す必要はない

→Zone D の使用は経済的合理性にかける

→PR の強化については、7月には出来ない PR もある

=もちろん 7 月もオープン直後に PR をしていないはずない

→真実味のある「Zone E がなくても楽しい」というのは、オープン後一定期間を経た 8 月にしか出来ない PR

→6 月に PR しまくってもハッピー橋および Zone E の閉鎖と言うニュースで相殺されてしまう

→7 月も半信半疑

→ほとぼりがさめつつあり、口コミで広まったという状況で、8 月の PR をさらに強化したことによって相乗効果が得られた

→レッド社は 7 月も PR を強化していたが、8 月は政府をも巻き込んだ

=合理的に頑張ってると見える

→（事故発生から見て）将来の損害を軽減する合理的な措置としては、ブルーによる原因究明のみがこれにあたり、オープンしていない段階の PR 活動を含むのは不適当である。

→他ゾーン（カットした 64%）の減収については支払うべき損害に考慮していないのに、PR 強化で他ゾーンの収益だけを伸ばしても意味がないのでは（結局 Zone E は閉まったまま）。他ゾーンの収益だけ伸ばして、そこからまた 36%かけて Zone E の収益を限定する方法は、損害の計算のしかたとしてはおかしい（割合ベースで計算するのではなく、金額ベースで計算すべき）。

※損害の因果関係については、当日の相手の出方次第 =抗弁頑張ります

※表 3 か表 4 については、言いたいことだけ言って終わり

※損害軽減義務は果たしたと頑なに主張

論点 3

ブルー社の主張：ブルー社はレッド社に対し 5 百万米ドルを請求できる

第 1. がけ崩れが契約書 7.3(b) の a force majeure event にあたるとし、ブルー社は工期の延長を求めた。契約書 7.4 の義務の履行としてレッド社は工期を変更しない代わりにブルー社に追加の工事費用として 5 百万米ドルを支払うことを約した。そしてブルー社はその義務を履行した。そのため、ブルー社はレッド社に対して 5 百万米ドルの支払請求権を有する。

1 がけ崩れは契約書 7.3(b) の a force majeure event にあたる。

(1) がけ崩れは契約書 20.1 の cause beyond its reasonable control にあたる。

・がけ崩れは 5 年に 1 度の大雨によって生じたものであり、契約書 20.1 の Acts of God にあたる。

☆ 契約書の 18.3 と 20.1 の適用における競合

18.3 の危険に関するものは、契約の Works を構成する個々の Work に個別にかかっていくものである。一方、20.1 の不可抗力に関するものは、契約の Works 全体にかかっていくものである。ここで、がけ崩れは ZoneB の遅延に関係するものであるかもしれないが、ハッピーリゾート全体の工期の進行に関係するものではなかった。

したがって、20.1 の適用よりも、18.3 の適用の方が妥当である。

☆ 18.3 (g) の反対解釈

経験豊富な契約者でも予防策が予想されていたとは考えられない大雨の力による大雨の力によるがけ崩れ ⇒ レッドが危険を負担する

⇒

予防策 (=がけ補修工事) は予想されていた ⇒ レッドは危険を負担しない

・説明会から 1 ヶ月後にがけ崩れが起こることは予見不能である。

☆がけ崩れについての予見可能性

1 ヶ月と 3 日後にがけが崩れるという確信はもてなかつたまでも、近代化やハッピーリゾートの建設に反対であったマラヤ地方の住民が賛成に回るほど、がけ崩れの蓋然性は切迫していたと解すべきである。だからこそ地震が起きた後でも、レッド社は 1 ヶ月という期間にこだわったのであり、ブルー社も「わかっている。」と返事をしたのではないか。

契約書 3.8 (a) で、ブルー社は、地中の状態も含めた Site の形態・状態について

の調査を尽くしていたはずである。がけ崩れの蓋然性は高かったといわざるをえない。

- ・ブルー社は本件がけ崩れに対して契約上責任を引き受けているものでもなかった。
(=国道15号線の補強工事はブルー社がレッド社及び住民のために好意から提案した無償の事務処理契約であり、1月以内に補強工事が出来なかつたからといってそれに基づく全ての法的責任を負うような性質の契約ではなかつた。)

①契約の無償性(←対価はあるでしょ?)

②可及的速やかにという別添8覚書の文言(←経緯は考慮した?)

③いつがけ崩れで補修ができなくなるかわからなかつたこと(←だから頼んだ)

⇒補強工事の約束は UNIDROIT 原則5.5 の特定結果達成義務も最善努力義務も含むものではなかつた。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| B : | 請負契約ではなく、委任である (→役務の提供となり、手段債務となる) |
| R : | 請負契約であることについて、対価の支払いの要件を満たすためOK |
| B : | 対価の支払いという要件を欠いているため、請負契約ではない。 |
| R : | 対価の支払いに関しては、上記で検討済み |

☆ 契約の性質・内容 (⇒レッド社の準備書面)

ブルー社は、がけ補修工事を請け負うという結果債務を負っていた。

- ①別添8住民との約束は、ブルー社がネゴ竹使用許可という対価を得るためにがけ補修工事を行うという双務契約であった。

ネゴ竹使用許可はブルー社にとって相当の対価である。ブルー社は無償性を強調しているが、レッド社ないしネゴラント国政府は、住民の許可を得ることを条件にネゴ竹の使用を特別に認めたものである。そもそも、ブルー社が地域社会貢献の目的のために出捐しただけであり、無償性を理由に事務管理と主張することは、ブルー社が得ている相当の対価を無視することとなり、公平を失する。

- ・ブルー社は、がけ工事をしてまでネゴ竹を使いたいと主張
(→ブルーにとってネゴ竹は重要な位置を占める)
- ・費用負担は、地域社会貢献という名目で、ブルー社が負担するだけ
(→金銭の出捐がないことと、対価性の否定には関連がない)
- ・住民の許可を得ることを条件に、例外的な伐採許可を政府も出している
(→ブルーは相当の対価を受け取っている)

②ネゴ竹の使用に関する別添9覚書は本契約に含まれるので、がけ補修工事も当然に

債務性を持つ。

契約書 1.3・22.4 より、レッド社とブルー社の間の文書契約はハッピーリゾートの建設請負契約に含まれ、その部分につき本契約を変更する。別添 9 は、書面形式かつ署名を要するという契約書 22.4 の要件を充足する。これにより、ハッピーリゾート ZoneB の内装に必要であるとされたネゴ竹の調達に関して、ブルー社が元請・レッド社が下請という関係が発生する。よって、別添 9 によって構成される契約が、本契約に含まれるため、がけ補修工事に債務性が認められる。

③がけ補修工事契約の内容は、1ヶ月以内にがけを補修するという結果債務である。

別添 8 は、ブルー社の現場責任者の発言を書面で確認したものである。この発言の内容は、1ヶ月でがけ補修工事を完了するという請負であり、1ヶ月以内に工事完了という意思が両者にあったのは明らかである (UNIDROIT4.1; 当事者の意思)(UNIDROIT4.6; 作成者不利の原則)。別添 8 には「可及的速やかに」となっているが、黙示的に 1ヶ月以内という意思が当事者に認められる。つまり、ブルー社には契約の一部として、1ヶ月以内にがけ補修工事を請負うという債務が存在した。このがけ補修工事債務は期限の定めのある特定結果達成債務である (UNIDROIT5.4; 5.5)。

☆ UNI5.5 のあてはめ (補強工事)

(a) 契約におけるその債務の表現方法

→「…国道 15 号線の補強工事に…可及的速やかに (←約一週間で終われる工事ですので、1ヶ月以内には完了します。) 取り組むことをお約束します。」

(b) 契約価格

→「当社の負担において (←ネゴランド竹伐採をお認めいただいた場合、皆様への心よりの感謝の気持ちとして、…無償で行わせていただきます。)」

(c) がけ補修工事において、通常見込まれるリスク

→がけ工事などは、頻繁に行われる類のものであり、世界でも大手に類するブルー社にしてみれば、多大なリスクを負う工事ではない

(d) レッドがその債務の履行に対して及ぼしうる影響

→レッド社は、工事の方法・期日などに関して、なんの干渉もしていない

・ブルー社ががけ崩れの補修工事が 1 月以内に終わらせなかつたからといってブルー社はがけ崩れに対して契約上の責任を負わない。

特定結果債務である以上、ブルー社はがけ崩れに対して契約上の責任を負う。

(2) がけ崩れは契約書 20 の cause beyond its reasonable control である。従ってがけ崩れは契約書 7.3(b)の a force majeure event にあたる。 (←不可抗力ではない)

2 ブルー社は契約書 7.3 に基づき工期の延長をレッド社に求めた。それに対し、意見がまとまらなかった。そのため、レッド社は fairly, reasonably, and in accordance with the contract に物事を判断する義務を負った。

(1) ブルー社は契約書 7.3 に基づき、問題文別添 1 〇のとおり工期の延長をレッド社に求めた。

☆ 契約書 7.3 適用の排除

工期が遅れることとなった理由は、契約書 7.3 に該当するものではなかった。

①ブルー社は、特定結果債務を達成できず、債務不履行に陥った。

ブルー社はがけ補修工事を 1 ヶ月以内に完了できなかつた。説明会の 1 ヶ月後に特定結果を達成していない以上、ブルー社は免責事由がない限り本旨不履行に陥る。

②がけ補修工事という特定結果達成債務は、地震によって免責されない。

アービトリア国で起こつた地震は、本来本件には関係ない。仮に、関係あるとしても、パープル社に依頼するなどの回避可能性があつたので、不可抗力は認められない (CISG79 条参照)。契約書 20.2 の「適切な代替方法の提案」をしていないことにつき、ブルーに重過失が認められる

★回避可能性（「適切な代替方法の提案」）

パープル社に依頼しておけば、確実にがけは崩れなかつたことは事実である。債務者としてブルー社は、債務の履行のために、自らが履行できないときは代替業者を探し、手配し、依頼する義務を負つていた。それを怠つたのみならず、レッド社に虚偽の返答をし、提案することをしなかつた。

③がけ崩れは履行遅滞中の拡大損害であるため、がけ崩れによっても免責されない。

ブルー社は、がけ崩れの原因が 5 年に 1 度の大雨であり、契約書 20.1 の合理的支配を超えたものであるため、予見不能であり、契約書 7.3 (b) の不可抗力を構成すると主張する。しかし、そもそも履行遅滞中の合理的支配を超えたもの (ここでの大雨) は、不可抗力を構成しない。

④工期が遅れることになった直接の原因是がけ崩れであるが、当該がけ崩れは契約書 7.3(b)に該当しない。

がけ崩れは、たしかに大雨を理由としたものであるが、拡大損害としてのがけ崩れに関して、ブルー社に帰責性がある。すなわち、国道 15 号線が不通になつたことにより生じた工期の遅れに関して、ブルー社に帰責性がある。当該がけは契約書 1.7 Site に含まれる。よつて、契約書 3.1 により “Site” における責任をブルー社は負う。

⑤工期の遅延は契約書 7.3 に該当する事由が原因ではないため、工期の延長を認めなかつたレッド社の対応は合理的であった。

別添 1 〇によつて、ブルー社は、契約書 7.3 に基づく工期の延長を求めてきている。しかし、別添 1 1 によつて、レッド社は工期の延長を認めなかつた。

しかし、意見はまとまらなかった。これは、契約書 7.4 の if agreement is not achieved にあたる。その結果、レッド社は物事を fairly, reasonably, and in accordance with the contract に判断する義務を負った。 (←そもそも 7.3 に該当しない)

- 3 レッド社は工期の延長を認めない代わりにブルー社に追加の工事費用を支払うことを約した。

ブルー社はレッド社に対し工期の延長を求めた。それに対し、レッド社は当初断っていたが、国王の意思を知り、工期の延長の代わりに追加費用の支払いを約束した。そして、その追加費用は 5 百万米ドルである。それがレッド社の fairly, reasonably, and in accordance with the contract な判断である。 (←ちがうって…)

そう解さない限り、レッド社は契約書 7.4 の義務を果たしていないことになる。

☆ 7.4 の義務違反には該当しない

これは、契約書の 7.3 に該当するケースではないとの判断が働いたからである。仮に、合意にいたらなかったケースに該当し、レッド社は契約書 7.4 に基づく公平かつ合理的な判断をする義務があったとしても、工期の遅延につきブルー社に帰責性がみとめられることから、レッド社にとっての合理的判断は工期の遵守をブルー社に求めることがある。また、公平の観点にたっても、大雨による不可抗力を構成しない以上、契約の趣旨の履行を求めるることは、ブルー社に酷とはいえない。

- 4 「契約書 22.4 の書面性の要件を満たしていないため契約の変更は有効ではない」という主張はなしえない。

確かに契約書 22.4 で、契約の変更は書面によってなされなければ拘束力を持たないと定められ、変更内容が新たに書面にされたという事実はない。しかし、ブルー社が 5 百万米ドルの追加費用を出してまで (←追加費用は 200 万米ドルでは?) 工事を進めたことは、レッド社の行動および国王の権威を信用した行動(UNIDROIT 原則 2.18)である。ゆえに、UNIDROIT 原則 2.18 によりレッド社は契約書 22.4 を主張することはできない。よって、本契約変更是有効である。

☆ UNI2.18 の適用により契約書 22.4 を改廃することの当否

契約書 22.4 は entire agreement(parol evidence)原則を定めている。この原則は、「口頭での契約の変更を認めない」という(国際)契約の大原則である。この大原則を例外的に改廃するのが UNI2.18 である。UNI2.18 は、例外的に当事者が背信的悪意の場合に、契約の変更・修正について、口頭での変更を認めることを定めたものである。よって、本件では、レッド社は悪意ではないので、entire agreement 大原則のとおり、契約書 22.4 の効力は妨げられない。

☆ レッド社はブルー社の突貫工事について悪意であったか

ブルー社が口頭の変更を信頼したのは合理的か?

(確かに、レッド社の現場責任者の言動に、誤信を生んでしまう原因があったかもしれないが、) 書面でしか契約内容を改変できないと、契約書に明記してある以上、略式であるにせよ、書面化しておくことをブルー社は求めることができたのではないか。

レッド社に背信的悪意があったか？

レッド社は、ブルー社を害する意図で、ブルー社に突貫工事をさせたわけではなかった。支払いなどについても、後日の打ち合わせで詳細をつめる意図があり、レッド社の主張の用意もあったが、たまたま打ち合わせが開かれなかっただけである。

☆ レッド社の行動・国王の権威を信用したこと自体の当否

⇒ブルー社は錯誤に陥っていたが、錯誤に陥ったことにつき重過失がある

根拠　・レッド社とブルー社の付き合いはこれが初めてではない

　　・憲法にも明記してある

国王：

- ・ ネゴランド国憲法第 116 条より、レッド社は国王と異なる法人格を有する。
- ・ 国王の発言は第三者的な発言であり、契約の当事者としての発言ではない。たしかに、公社の重要な決定に際して、国王の同意を必要とするが、今回の支払いは、そのケースに該当しない。したがって、国王は、契約の変更についての権限を有しない。
- ・ 国王とブルー社現場責任者の会話の中でも、特定された金額を支払うとの明言は出でていない。

☆錯誤

契約（？）締結時（＝謁見時）に存在する事実に関する誤った想定

重大な錯誤か否か：

国王が権限がないと知つていれば、500万米ドルの出捐をしてまで、工期に間に合わせなかつたか？

→工期に遅れても、300万米ドルの出捐は強いられた。

☞より多額の出費をしてまで工期を守つた強い動機は、国王の発言

レッド社：

- ・ レッド社の担当者としても、国王の発言の内容を知っているという趣旨の発言であり、支払いの了知には該当しない。
- ・ 「ありがたい。よろしく頼む。」は「何とか工期に間に合わせることにした。」を受けての発言である。したがって、500万米ドルの支払いを条件に間に合わせることにした、とのブルー社の主張を全面的に受け入れたものではない。
- ・ 「当社は公社であり、国王陛下の御意思には逆らえない。」は、国王の「費用についても貴社に悪いようにはしない。」を受けたものではなく、「何としても予

定通り 7 月にオープンしたい。貴社も大変だと思うが、ぜひ協力して欲しい。」の熱意を受けたものであると解することが妥当である。

- ・費用に関する打ち合わせが、後日に予定されていることからも、費用に関する件は留保されていたと考えるべきである。

・ブルー社はレッド社に対して工期に間に合わせるために余分にかかった費用 5 百万米ドルの支払請求権を有する。

なんら契約の変更が存在しない以上、追加費用については、契約書 14.2 によってブルー社の費用で行うことは明白である。ネゴ竹使用に関して派生する雇用・材料・その他の要因によっても、Contract Price は影響されない。

第2. もしがけ崩れがブルー社の責任で起こったと評価されたとしても、契約の変更は依然成立している。そして、ブルー社は変更後の債務の履行を行った。よって、ブルー社はレッド社に対して 5 百万米ドルの支払請求権を有する。

1. 問題文第 27 段落のブルー社の現場責任者の「国王陛下にお会いした。陛下の熱意には感動した。ブルー社としては 24 時間体制で臨み、何とか工期に間に合わせることにした。費用などについては後日打合せさせていただきたいが、今のところ 5 百万米ドルくらいを見込んでいる」という言葉は契約変更の申込みに当たる。それに対するレッド社現場責任者の「有難い、よろしく頼む」といったコメントが変更の申込みに対する承諾である。よってここに両当事者の意志の合致が見られ UNIDROIT 原則 1.3 の契約の変更が成立している。また、ブルー社のレッド社を信頼した行動があるので、UNIDROIT 原則 2.18 により契約書 22.4 は援用できない。

☆ 口頭での契約変更の当否

上の議論を受けるが、「ありがたい、よろしく頼む」といったコメントは、工期を遵守してくれるという決断をブルー社が下したことに対する感謝である。したがって、両当事者には意思の合致が見られるわけではなく、契約の変更は成立していない。契約の変更には、22.4 で定めるような手続きを踏むことが要求されている。

☆ 異議をとどめた承諾

ブルー社の発言を仮に申込であると捉えるにせよ、レッド社は、費用に関する打ち合わせで詳細をつめようと、異議をとどめた承諾 (= 変更を加えた承諾 UNI2.11) をなしている。ここで、金銭支払い条件というのは、実質を変更するものである (UNI2.11 注釈)。異議をとどめた承諾は、反対申込となるので、ブルー社が応答義務を負う。承諾期間に関して、UNI2.7 により、口頭の申込に対する承諾は、別段の事情がない限り、直ちになされなければならない。また、UNI2.6 により、不作為は承諾とみなされない。

2. 5 百万米ドルという追加費用についてこの時点では合意があるわけではないが、追加費

用に関しては将来の交渉に委ねられたことが明らかであり、UNIDROIT 原則 2.14 により、この契約変更は有効である。また、その追加費用は十分合理性を持っていた。

☆UNI2.14 の適用の当否

当事者がある条項の内容を意図的に将来の交渉による合意または第三者の決定に委ねたとしても、当事者が契約を締結する意思を有するときは、契約の成立は妨げられない。ただし、レッドには明示的に締結する意思がないため、他の事情から推認する必要性がある。以下の事由を考察するに、UNI2.14 を適用する事案ではないと解する。

(例) 当該条項が非本質的な内容に関するものであること

→金銭支払いの額は本質的な内容となる

合意が全体としてある程度確定していること

→短い会話のみで、500 万米ドルの支出を快諾できるわけがない。合意のメインは後の打ち合わせであることから、確定しているとはいえない

性質上、後にならなければ決定できない事項に関するものであること

→見積もりとしての 500 万米ドルが相当性を有していたことから、後にならなければ決定できない性質のものではなかった

合意がすでに部分的に履行されていること

→会話の時点では、なんら履行はされていない

補足：

地震の発生による免責に関する想定問答

B : ハードシップを主張 (UNI6.2.2) して再交渉して契約を改訂

→派遣することになっていたチームを派遣することができなくなった

R 1 : ブルーは誠実な再交渉をしているとはいいがたい

→パープルに頼めたのに、必要な情報をすべて提供していない

R 2 : ハードシップは例外的に用いられるべきである

R 3 : 費用が増大しているかどうか、疑わしい

→ブルーが負担すると言っているだけで、実質、パープルに頼んでもブルーがしても、費用は発生する

あるできごと (=地震) が発生したため、当事者 (=ブルー) の履行に要する費用が増大している場合において、要件充足の可否

(a) 地震が生じたのが、契約締結後

(b) 地震がブルーにとって、契約締結時に、合理的に見て考慮しうるものではなかったこと

(c) 地震が、ブルーの支配を超えたものであること

(d) 地震のリスクがブルーにより引き受けられていないこと (契約書 18.3)

B : 不可抗力 (地震)

R1：予見可能性はなかったにせよ、パープル社に頼むなど、回避可能性がある以上、不可抗力を構成しない（資料参照）

R2：契約書 20.2 の「適切な代替方法の提案」をしていないことにつき、ブルーに重過失が認められる